

健福第1013号
令和3年8月12日

各施設管理者 様

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部長
(千葉県知事 熊谷 俊人)

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策の徹底について

日頃から、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

県では、令和3年8月2日から31日までの間、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、緊急事態措置を実施し対策を強化してきたところですが、宣言以降も1日の新規感染者数が1000人を超える日もあり、医療提供体制も厳しい状況が続いています。

そうした中、夏休みやお盆の期間、大規模商業施設等においては、県内外から多くの方が集まり、感染リスクが高まる可能性が否定できないと考えています。

つきましては、これ以上の感染拡大を何としても抑えるため、下記のとおり入場者の整理等の感染防止対策を徹底していただきますよう改めて御協力をお願いします。

記

- 1 施設内外に混雑が生じることがないように、以下の例を参考に入場者の人数管理・人数制限を徹底してください。
 - (1) 施設全体での措置
 - 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う。
 - 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う。
 - (2) 売場別の措置
 - 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う。
 - 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う。特に、混雑が予想される食品売場等では、密にならないよう人数制限を徹底する。
 - アプリで混雑状況を配信できるよう体制を構築する。
- 2 入場整理等の実施状況について、ホームページ等を通じて広く周知してください。
- 3 従業員の感染防止対策を徹底してください。

(連絡先)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
感染拡大防止対策班 (健康福祉政策課 政策室)
電話：043-223-4318
E-mail:honbu04@mz.pref.chiba.lg.jp